

6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱

制定 25食産第599号
平成25年5月16日
農林水産事務次官依命通知

第1 趣 旨

農山漁村には農林水産物をはじめとする優れた地域資源が豊富に存在しており、これらの地域資源について、1次産業の担い手である農林漁業者等が、流通業者、食品事業者等の2次、3次産業の様々な事業者等と連携しながら、その価値を高め、消費者や実需者等に提供する6次産業化、農商工連携又は地産地消の取組は、農林漁業者の所得を増大し、農山漁村を活性化するとともに、我が国経済の健全な発展と国民生活の安定向上にも貢献するものである。

このような農山漁村における6次産業化等の取組を拡大していくためには、農林漁業者と地域の様々な事業者等が結びつきを強め、ネットワークを形成することにより、事業者間のマッチングを促進し、消費者や実需者のニーズに即した新たな商品の開発、販路の開拓などの取組を行うことが必要である。また、その取組を地域の活性化等につなげていくためには、地域の創意工夫により、地域が持つ魅力を最大限に活かしながら取組を進めて行くことが重要である。

このため、6次産業化ネットワーク活動交付金（以下「本交付金」という。）により、農林漁業者と地域の様々な事業者等が、ネットワークを形成する取組を支援するとともに、そのネットワークを活用した新商品開発や販路開拓の取組及びその取組に必要な機械又は施設の整備を支援するものである。

第2 目 的

本交付金により実施する事業は、第1の趣旨を踏まえ、多様な事業者等の連携の下で、農山漁村が有する地域資源の価値を向上させ、消費者等に提供していく6次産業化等の推進に資することを目的として行うものとする。

第3 事業の実施等

- 1 本交付金により実施する事業は、第2の目的を踏まえたものとし、事業実施主体は成果目標を定め、具体的な成果目標の達成に向け、地域の実情に応じて事業を実施するものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体及び交付率は、別表に掲げるとおりとする。

なお、事業実施主体が設定する成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、農林水産省食料産業局長（以下「食料産業局長」という。）が別に定めるとおりとする。

- 2 本対策を実施する場合は、過剰とみられるような機械、施設等の整備を排除するなど、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

- 3 事業実施主体は、整備事業を実施する場合は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、食料産業局長が別に定める手法を用いて費用対効果分析を行うこととする。

第4 事業実施等の手続

- 1 事業実施主体は、食料産業局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、食料産業局長が別に定めるところにより、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出し、その成果目標等の妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

ただし、別表の事業実施主体の欄に定める特認団体が事業実施主体である場合、都道府県知事は、食料産業局長が別に定めるところにより、都道府県計画と併せて地方農政局長等と協議を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合は、都道府県計画の取組内容を変更することができるものとする。

ただし、以下に掲げる事業内容を変更する場合にあつては、2に準じた手続を行うものとする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 成果目標の変更
- (3) 特認団体又は都道府県が実施する事業内容の変更

第5 事業の実施期間

本交付金による事業実施期間は平成26年3月31日までとする。

第6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、成果目標の水準等に応じ、本事業の実施、都道府県による指導等に必要な経費について、別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

第7 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度までの間、食料産業局長が別に定めるところにより、毎年度、当該年度における事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事に報告する。
- 2 都道府県知事は、1の事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

- 3 都道府県知事は、1の事業実施主体からの事業実施状況の報告について、食料産業局長が別に定めるところにより地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 国は都道府県知事に対し、1に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。

第8 事業の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況については、食料産業局長が別に定めるところにより評価するものとする。

第9 委 任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、食料産業局長が別に定めるところによるものとする。

第10 他の施策等との関連

本交付金の実施に当たっては、食品の安全確保に関する施策、農山漁村地域の活性化に関する施策等との連携に配慮するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

別表

政策目的	メニュー	事業実施主体	交付率
農 林 漁 業 の 成長産業化	<p>1 支援体制整備事業</p> <p>(1) 推進会議の開催</p> <p>(2) 人材育成研修会の開催</p> <p>(3) 交流会の開催</p> <p>(4) 農林漁業者等へのサポート活動</p>	<p>1 メニューの欄に掲げる1の事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>都道府県、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、地域協議会、食料産業クラスター協議会、都道府県知事が地方農政局長等と協議の上特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）</p>	<p>交付金の交付率は定額とする。</p>
	<p>2 推進事業</p> <p>(1) 推進会議の開催</p> <p>(2) プロジェクトの調査・検討</p> <p>(3) プロジェクトリーダーの育成</p> <p>(4) 新商品開発・販路開拓の実施</p>	<p>2 メニューの欄に掲げる2の事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 推進会議の開催 都道府県、市町村、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、地域協議会、食料産業クラスター協議会、特認団体</p> <p>(2) プロジェクト調査・検討 都道府県、市町村、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、商工業者の組織する団体、地域協議会、食料産業クラスター協議会、特認団体</p> <p>(3) プロジェクトリーダーの育成 都道府県、市町村、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、地域協議会、食料産業クラスター協議会、特認団体</p> <p>(4) 新商品開発・販路開拓の実施 農林漁業者、民間事業者、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、特認団体</p>	<p>交付金の交付率は定額（事業費の1/2以内（ただし、(4)にあつては地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）に基づき認定された総合化事業計画又は中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）に基づき認定された農商工等連携事業計画に基づく取組にあつては2/3以内）とする。</p>
	<p>3 整備事業</p> <p>(1) 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設</p> <p>ア 農林水産物等集出荷のために必要な施設</p> <p>イ 農林水産物等処理加工のために必要な施設</p>	<p>3 メニュー欄の3に掲げる事業実施主体は、六次産業化・地産地消法第5条の規定に基づく総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者団体又は農商工等連携促進法第4条の規定に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた中小企業者であつて、次に掲げる者とする。</p>	<p>交付金の交付率は定額（事業費の1/2以内）とする。</p>

<p>ウ 農林水産物の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売施設・地域食材提供施設</p> <p>エ 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設</p> <p>オ 収穫後用病虫害防除のために必要な施設</p> <p>カ 未利用資源活用のために必要な施設（売電を目的とする取組を除く。）</p> <p>キ ア～カの附帯施設</p> <p>(2) 農林水産物等の生産のために必要な施設等</p> <p>ア 簡易土地基盤整備</p> <p>イ 農業用水のために必要な施設</p> <p>ウ 営農飲雑用水のために必要な施設</p> <p>エ 高生産性農業用のために必要な施設</p> <p>オ 乾燥調製貯蔵のために必要な施設</p> <p>カ 育苗のために必要な施設</p> <p>キ 水産用種苗生産・蓄養殖のために必要な施設</p> <p>ク 高品質堆肥製造のために必要な施設</p> <p>ケ 新技術活用種苗等供給のために必要な施設</p> <p>コ 特用林産物生産のために必要な施設</p> <p>サ 農林水産物運搬のために必要な施設</p> <p>シ 未利用資源活用のために必要な施設（売電を目的とする取組を除く。）</p> <p>ス ア～シの附帯施設</p> <p>(3) 食品等の加工・販売のために必要な施設</p> <p>ア 農林漁業者団体等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために整備する施設</p> <p>イ アの附帯施設</p>	<p>(1) 農林漁業者団体</p> <p>農林漁業者 3 戸以上が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその活動を実質的に支配することができることと認められる団体（なお、法人格のない団体においては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限る。）及びこれらの団体が主たる構成員又は出資者となっている法人。なお、構成員又は出資者に 3 戸以上の農林漁業者を含まない団体にあつては、農林漁業関連事業に常時従事する者を 3 名以上雇用している又は常時雇用者を新たに 3 名以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。</p> <p>(2) 農林漁業者団体等と連携する中小企業者</p> <p>農商工等連携促進法第 2 条第 1 項の規定に基づく中小企業者（個人及び代表者が大企業又はみなし大企業*）である場合を除く。）</p> <p>*）みなし大企業とは、以下のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上が同一の大企業の所有に属している法人 ・発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上が複数の大企業の所有に属している法人 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を含めている法人 	
--	--	--